

米・カナダの関税の応酬が激化、北米貿易圏の瓦解の始まりか

上席主任研究員 阿部 賢介

新たな米加間の「断裂」

7月20日、トランプ政権は突如カナダのアルコール製品、乳製品、自動車部品に対し、関税法338条を援用し、50%の追加関税を8月19日から課すと発表した。両国は期限を3日間引き延ばしてまで協議したものの合意を見いだせず、同追加関税は8月22日に発動。これを受けカナダは8月25日に、米国の鉄鋼・アルミ製品、家具、アパレルなどに対し15-50%の報復関税を9月8日から課すと発表した。今回の両国の追加関税対象は、それぞれ約200億ドル、相手国に対する輸出額の5-6%に相当する。昨年3月に発動した国際緊急経済権限法（IEEPA）によるフェンタニル関税と異なり、対象品目は限定されている。またカナダ側は報復関税発動までに2週間の猶予を持たせており、米側もカナダが報復措置を取った場合、2027年1月1日から自動車への通商拡大法232条関税を2倍の50%に引き上げるとしており、期間を設けることで今後の交渉余地に含みを持たせたとの見方もある。ただ、両者が示した追加関税率は最大50%と高く、かつ米国はフェンタニル関税や通商法301条関税では適用外とした米国-メキシコ-カナダ協定（USMCA）適合品も対象としており、相手の様子を伺うというよりも、相手が折れるまで引かないという意思表示ともとれる。カナダのカーニー首相が1月のダボス会議で指摘した、米国との「断裂」がさらに深まりつつある。

再度のUSMCA交渉失敗

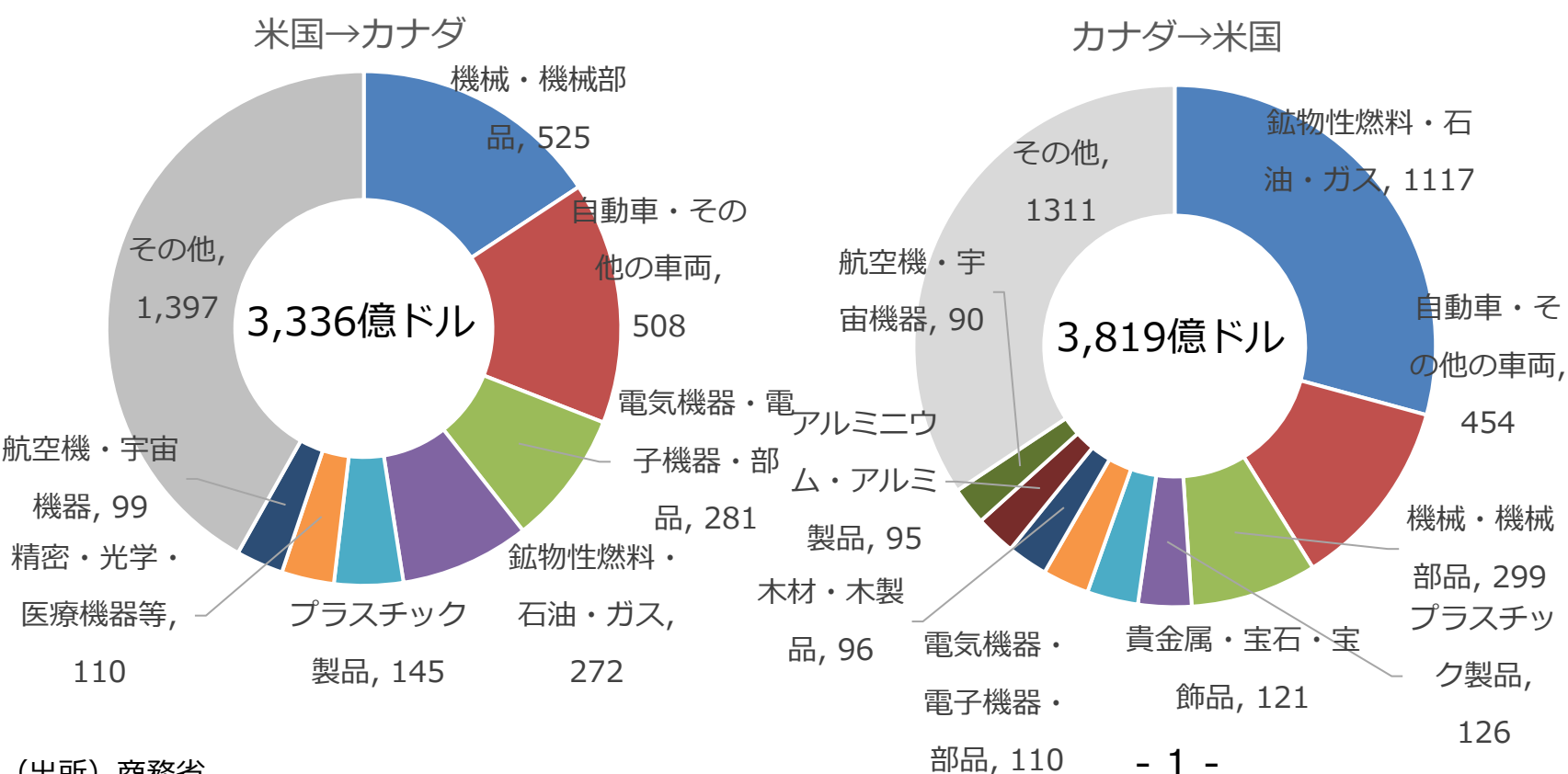
米国はなぜこのタイミングでカナダに追加関税を課したのか。延長の合意が見られなかったUSMCAに係る協議からの連続とみることができる。7月1日までのUSMCA合同レビューでは、第三国との通商関係、自動車、鉄鋼、アルミに関する米側の232条関税およびそれに対するカナダの報復関税、米国産アルコール製品の販売禁止措置の縮小などが検討されていたが、合意は見送られた。今回の協議でも米国が338条関税を梃子にカナダに譲歩を迫り、一時合意に近いと報道されたが、最終的には折り合えなかった。つまり実質的にUSMCAの延長に関わる協議は停止したとみることができ、今後のエスカレーション次第ではUSMCAの存続自体にも懸念が生じることになる。

今後の外交日程での取り扱いに注目

まずは9月8日のカナダの報復関税発動まで、両国間で協議が再開されるか注目される。もし全く協議が行われず報復関税が発動した場合、米側は上記の自動車に対する232条関税引き上げを正式に発表するだろう。引き上げ時期を早めたり、他の報復関税を発動する可能性すらある。9月下旬の国連総会で米、カナダ双方の首脳が公の場で批判合戦を繰り広げたり、9月24日に予定されている米中首脳会談で、米中が関税合戦の休戦延長及び緩和に合意すれば、カナダの米国に対する強硬姿勢が相対的に目立ち、米加関係はさらに悪化する印象が強くなる可能性もある。11月のアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会談、12月のG20首脳会談でも米加首脳が顔を合わせる機会があるが、そのたびに追加関税の取り扱いが注目されるだろう。また11月3日の米中間選挙も影響を与えそうだ。カナダの報復関税の影響が大きいとみられるオハイオ州やミシガン州などで共和党が敗北した場合、共和党内で政権に対し方針変更を求める声が強くなるだろう。加えて自動車産業を中心とした米産業界からの反発も強いため、トランプ政権がカナダ側の適度な譲歩を得て、手を引く可能性もある。

今回の新たな関税合戦が、一時的なブラフ（脅し）合戦なのか、北米貿易圏の瓦解の始まりなのか。今後3-4か月の動きが、将来的な北米ビジネス環境を大きく決定付けるだろう。

▽米・カナダ間の貿易額（2025年、億ドル）



▽今後の注目日程

9月8日	カナダ報復関税発動
9月22日～	国連総会
9月24日	米中首脳会談
10月5日	ケベック州議会選挙
11月3日	米中間選挙
11月18～19日	APEC首脳会談
12月14～15日	G20首脳会談
2027年1月1日	232条自動車関税引き上げ

（出所）丸紅経済研究所

(執筆者プロフィール)

阿部 賢介 (Kensuke Abe)

abe-k@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：米国、中南米、中東・アフリカ全般

2005年から08年三菱商事（株）勤務。2010年に丸紅に入社し、金属部門を経て、2016年に丸紅経済研究所。2016年から17年米国・戦略国際問題研究所（CSIS）出向。2021年から26年まで丸紅米国会社ワシントン事務所勤務。2026年から現職。神戸大学国際文化学部卒、台湾・国立政治大学台湾史研究所修了。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。